

第2 事業の状況

1 業績等の概要

【奨学金貸与事業】

(1) 平成27年度の事業の実施状況について

① 奨学金の貸与

ア. 平成27年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は43万7千人で、内訳は第一種奨学生が16万9千人（平成26年度比2.1%減）、第二種奨学生が26万9千人（同比1.5%減）です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は1.6千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は0.5千人となっています。

平成25年度～平成27年度における奨学金の貸与状況

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学金	425,819	427,423	451,724	462,443	467,297	486,679
(構成比)	(29.5%)	(31.9%)	(32.1%)	(34.6%)	(34.8%)	(36.8%)
新規	—	156,950	—	172,209	—	168,579
継続	—	270,473	—	290,234	—	318,100
第二種奨学金	1,017,302	911,584	956,867	873,993	877,343	837,009
(構成比)	(70.5%)	(68.1%)	(67.9%)	(65.4%)	(65.2%)	(63.2%)
新規	—	299,992	—	273,057	—	268,830
継続	—	611,592	—	600,936	—	568,179
計	1,443,121	1,339,007	1,408,591	1,336,436	1,344,640	1,323,688
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	456,942	—	445,266	—	437,409
継続	—	882,065	—	891,170	—	886,279
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学金	291,163,974	281,061,652	306,757,668	301,089,292	317,304,264	315,842,264
(構成比)	(24.3%)	(25.7%)	(26.1%)	(27.9%)	(28.5%)	(29.7%)
第二種奨学金	907,003,613	812,286,710	867,718,431	779,424,810	796,577,691	747,955,510
(構成比)	(75.7%)	(74.3%)	(73.9%)	(72.1%)	(71.5%)	(70.3%)
計	1,198,167,587	1,093,348,362	1,174,476,099	1,080,514,102	1,113,881,955	1,063,797,774
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(注) 上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金

(平成25年度13,464,762千円、平成26年度8,078,857千円)があります。

イ. 平成 25 年度～平成 27 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 （構成比）	71,877,586 (25.6%)	67,626,531 (22.5%)	74,809,489 (23.7%)
	東日本大震災復興特別会計借入金 （構成比）	5,724,861 (2.0%)	4,957,968 (1.6%)	4,524,137 (1.4%)
	回収金充当額 （構成比）	203,459,205 (72.4%)	228,504,793 (75.9%)	236,508,638 (74.9%)
	計 （構成比）	281,061,652 (100.0%)	301,089,292 (100.0%)	315,842,264 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 （構成比）	848,700,000 (104.5%)	829,600,000 (106.4%)	779,700,000 (104.2%)
	日本学生支援債券 （構成比）	180,000,000 (22.2%)	180,000,000 (23.1%)	120,000,000 (16.0%)
	民間借入金 （構成比）	413,258,000 (50.9%)	362,819,000 (46.5%)	367,428,000 (49.1%)
	回収金等充当額 （構成比）	403,379,710 (49.7%)	441,509,810 (56.6%)	484,272,510 (64.7%)
	財政融資資金等償還 （構成比）	△1,033,051,000 (△127.2%)	△1,034,504,000 (△132.7%)	△1,003,445,000 (△134.2%)
	計 （構成比）	812,286,710 (100.0%)	779,424,810 (100.0%)	747,955,510 (100.0%)
合 計		1,093,348,362	1,080,514,102	1,063,797,774

（注）上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金（平成 25 年度 13,464,762 千円、平成 26 年度 8,078,857 千円）があります。

② 奨学生の補導

ア. 奨学生の適格性の審査

平成 27 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 40,727 人（第一種奨学生 10,451 人（対象奨学生の 3.0%）、第二種奨学生 30,276 人（対象奨学生の 5.2%））について、廃止、停止又は警告の処置を行っています（平成 27 年度適格認定から激励の処置を廃止）。このうち停止及び警告の処置者については、平成 25 年度より処置内容の理解と学業精励を促すため、「適格認定処置確認書」を提出させることとしています。なお、処置の内容については以下のとおりです。

- i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。
- ii. 停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。

ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

- iii. 警告・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

また、平成21年度から、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼しています。

- イ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③ 機関保証制度の運用

- ア. 平成27年度の機関保証制度への加入者は19万9千人で、内訳は第一種奨学生が6万8千人（対象奨学生の40.2%）、第二種奨学生が13万2千人（対象奨学生の45.4%）です。

平成25年度～平成27年度における機関保証制度への加入状況

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	奨学生採用件数 (A)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)
第一種奨学金	155,780	68,657	44.1%	171,773	73,768	42.9%	168,443	67,634	40.2%
第二種奨学金	321,308	160,503	50.0%	294,622	142,404	48.3%	289,983	131,602	45.4%
計	477,088	229,160	48.0%	466,395	216,172	46.3%	458,426	199,236	43.5%

- イ. 機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。平成27年度の代位弁済件数は7,168件となっています。

平成25年度～平成27年度における代位弁済状況

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
第一種奨学金	964	1,456,191,771	1,192	1,833,519,367	1,308	1,974,138,695
第二種奨学金	4,492	9,893,925,991	5,656	12,580,238,223	5,860	13,323,957,758
計	5,456	11,350,117,762	6,848	14,413,757,590	7,168	15,298,096,453

④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成 27 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

- i. 平成 27 年度の回収状況は、返還を要する人員 381 万人のうち 33 万人 (8.6%) が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 6,262 億円のうち 880 億円 (14.1%) は未回収となりました。(別表「回収の状況」)
- ii. 平成 27 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 8 兆 9,232 億円で、このうち要返還債権の額は 6 兆 4,803 億円となりました。要返還債権のうち 3 月以上延滞債権額は 2,396 億円、6 月以上の延滞債権額に限っても 1,895 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 月以上が 3.7% で、6 月以上が 2.9% です。(別表「貸与債権の状況」)

なお、延滞債権の整理としては、3 月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,352	2,346	1,372	2,329	1,396	2,337
	うち返還	(89.2) 1,206	(78.1) 1,833	(90.1) 1,236	(80.7) 1,880	(90.8) 1,267	(82.2) 1,921
	うち未返還	(10.8) 146	(21.9) 513	(9.9) 135	(19.3) 449	(9.2) 128	(17.8) 416
	繰上返還額	—	272	—	264	—	283
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	2,072	3,231	2,253	3,580	2,416	3,924
	うち返還	(90.9) 1,884	(86.3) 2,788	(91.4) 2,060	(87.4) 3,131	(91.8) 2,217	(88.2) 3,461
	うち未返還	(9.1) 188	(13.7) 444	(8.6) 193	(12.6) 449	(8.2) 199	(11.8) 464
	繰上返還額	—	1,231	—	1,297	—	1,419
合計	要返還 (期日到来分のみ)	3,424	5,578	3,625	5,909	3,811	6,262
	うち返還	(90.2) 3,090	(82.8) 4,621	(90.9) 3,296	(84.8) 5,011	(91.4) 3,484	(85.9) 5,382
	うち未返還	(9.8) 334	(17.2) 957	(9.1) 328	(15.2) 898	(8.6) 328	(14.1) 880
	繰上返還額	—	1,503	—	1,561	—	1,702

- (注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：％）
2. 人員は、実人員です。
3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

(別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種 奨学金	貸与残高	2,020	24,993	2,063	25,563	2,099	26,176
	内要返還債権	1,378	17,379	1,399	17,777	1,424	18,224
	内 3 月以上 延滞債権	100	898	89	796	82	728
	内 6 月以上 延滞債権	93	810	81	707	75	641
第二種 奨学金	貸与残高	3,146	57,133	3,301	60,480	3,434	63,056
	内要返還債権	2,157	39,499	2,342	43,241	2,505	46,579
	内 3 月以上 延滞債権	87	1,741	85	1,695	83	1,668
	内 6 月以上 延滞債権	71	1,367	67	1,294	64	1,254
合 計	貸与残高	5,166	82,126	5,364	86,042	5,533	89,232
	内要返還債権	3,535	56,878	3,741	61,018	3,928	64,803
	内 3 月以上 延滞債権	(5.3)	(4.6)	(4.6)	(4.1)	(4.2)	(3.7)
	内 6 月以上 延滞債権	187	2,639	173	2,491	165	2,396
	内 6 月以上 延滞債権	(4.6)	(3.8)	(4.0)	(3.3)	(3.5)	(2.9)

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

i. 振替口座（リレー口座）による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入した口座振替制度については平成 27 年度末現在、加入者数 402 万人、加入率は加入対象者 412 万 7 千人の 97.4%に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 99.7%となりました。

振替口座（リレー口座）加入状況

区 分	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(88,831) 1,497,234	(186,713) 2,223,468	(275,544) 3,720,702	(92,253) 1,518,227	(191,799) 2,414,444	(284,052) 3,932,671	(97,924) 1,542,471	(192,177) 2,584,499	(290,101) 4,126,970
加入者数 (件)	(88,664) 1,440,128	(186,178) 2,165,480	(274,842) 3,605,608	(92,059) 1,466,650	(191,097) 2,355,157	(283,156) 3,821,807	(97,757) 1,495,759	(191,603) 2,524,265	(289,360) 4,020,024
口座加入率 (%)	(99.8) 96.2	(99.7) 97.4	(99.7) 96.9	(99.8) 96.6	(99.6) 97.5	(99.7) 97.2	(99.8) 97.0	(99.7) 97.7	(99.7) 97.4

(注) () 内は新規返還開始者の数値（内数）です。

ii. 払込通知書による請求等

平成 27 年度末現在、要返還者のうち、口座振替制度の全員加入対象者（平成 10 年 3 月卒業者から全員加入）以前の返還者で、無延滞の者全員に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました。（連帯保証人宛の発送を含む年間発送件数 7 万 3 千件（平成 26 年度 6 万 4 千件、前年度比 13.7%増）。うち第一種奨学生 2 万 6 千件（同 2 万 4 千件、同比 9.5%増）、第二種奨学生 4 万 7 千件（同 4 万件、同比 16.2%増））。また、延滞者（振替口座加入者を含む）全員（第一種奨学生 12 万 8 千人（同 13 万 5 千人、同比 5.0%減）、第二種奨学生 19 万 9 千人（同 19 万 3 千人、同比 3.0%増）、計 32 万 8 千人（同 32 万 8 千人、同比 0.3%減））に対して、払込通知書及び督促状（第一種奨学生 31 万 9 千件（同 37 万件、同比 13.9%減）、第二種奨学生 32 万 3 千件（同 35 万件、同比 7.8%減）、計 64 万 2 千件（同 72 万 1 千件、同比 10.9%減））を発送しました。そのうち、46 万 9 千件（同 49 万 8 千件、同比 5.8%減）については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

iii. 督促架電の強化及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 27 年度においても引き続きその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

1. 口座振替不能者（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月 計 168 万 8 千件）に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として督促架電を行いました。
2. 延滞解消を目的として、延滞 6 月、8 月、10 月、12 月及び機関保証の延滞 6 月未満の返還者に対し、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月に計 3 万 9 千件、振替口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 27 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月、3 月に計 7 万 6 千件、振替口座未加入の延滞者に対し、平成 27 年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月に計 1 万 8 千件、新規返還者かつ猶予切れ返還者で振替口座未加入の者に対し、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月に計 3 万 9 千件、払込通知書による返還者に対し、平成 27 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月、3 月に計 2 万 7 千件に督促架電を行いました。

また、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 月以上 9 月未満の返還者について 7 万 7 千件の債権回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヶ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 9 千件については、継続して回収委託を実施しました。

延滞期間が中長期となっている延滞 2 年半以上 8 年未満（委託時）の返還者については、平成 27 年度中に 2 万 4 千件の回収委託を実施しました。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが延滞解消していない 1 万 5 千件については、継続して回収委託を実施しました。

東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、平成 26 年度まで督促の対象か

ら除外していた沿岸部の居住者に対し、「被災状況調査票」の送付及びサービスを活用した架電による状況確認を踏まえ、500件の督促を再開しました（原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外）。

回収委託をするにあたり、被災状況が確認できていないものについては状況確認し、状況が確認できた場合は状況を踏まえて猶予指導等を含めた回収委託を債権回収会社に委託しました。

内陸部の居住者については、平成27年4月～平成27年10月に2,400件の回収委託を実施しました。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが、延滞解消しない800件については、継続して回収委託を実施しました。

iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成16年4月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、また、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けてきましたが、平成22年度採用者から、返還誓約書の提出時期を採用時に早めました。

また、従来、延滞1年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を、平成20年度以降、延滞1月後に連帯保証人へ、延滞2月後に保証人へ督促を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図っています。

v. 法的手続きによる回収

平成27年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞9月以上で人的保証を選択している者のうち、特に必要と認められる者16,737件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。8,713件に対しては「支払督促申立」を行い、2,268件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち3,622件に対しては「強制執行予告」を行い、778件に対して「強制執行申立」、498件に対して「強制執行」を行いました。

vi. 住所調査

平成27年度において、返還者等に対して発送した振替口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、237,301件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、その連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、168,376件の住所が判明し、平成27年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、8,856件でした。

vii. 返還説明会の実施

卒業前の奨学生に対して返還意識の涵養と返還手続きの周知のため、返還説明会の実施を各学校に依頼しました。また、本機構が作成した説明用のマニュアル、DVDを活用するよう併せてお願いしました。

返還説明会は各学校において実施していますが実施にあたり、延滞率が悪化した学校等のうち、特に返還指導の強化が必要と思われる学校を選定し、本機構職員を派遣しました。振替口座の加入の徹底と初回引落日の振替不能者の削減等について指導を行い、併せて救済制度の周知徹底を要請しました（平成27年度は22校に派遣）。

viii. 学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校を除くすべての学校の学校長宛に、在学中から返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

ix. 返還開始のお知らせの送付

前年度3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校を卒業した奨学生並びに年度途中の貸与終了者に対し、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元を意識涵養を図るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的としたお知らせを出身学校長及び機構理事長連名により送付しました。

x. 「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に学校を通じて、返還の方法や振替口座への加入及び返還困難時の手続き等について記載した「返還のてびき」を奨学生に配付しました。

xi. 個人情報情報機関の活用

個人情報情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予若しくは減額返還の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3月以上となった者については、平成22年4月から個人情報情報機関への登録を開始し、平成27年度は20,350件の情報を登録しました。

ウ. 返還期限猶予・減額返還

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護受給中・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、及び海外派遣の場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から原則として5年が限度）、経済困難等の事由による場合は通算5年が限度となっていました。平成26年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、制限年数が通算10年に延長されています。

また、経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成23年1月に創設・運用を開始し、平成27年度は18,464件を承認しました。

返還期限猶予状況

(単位：人)

区 分	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	
在学猶予	39,488	109,843	149,331	40,894	111,985	152,879	41,596	108,683	150,279	
一 般 猶 予	病氣中	4,580	5,042	9,622	4,310	4,985	9,295	4,195	4,957	9,152
	災害	326	443	769	248	303	551	150	179	329
	生活保護	2,726	2,838	5,564	1,768	1,643	3,411	1,947	1,903	3,850
	入学準備中	194	404	598	143	375	518	124	275	399
	経済困難・失業中等	36,182	69,068	105,250	39,886	80,330	120,216	41,903	88,115	130,018
	育児休暇等	—	—	—	1,325	1,852	3,177	1,241	2,078	3,319
	所得連動	—	—	—	393	—	393	1,023	—	1,023
計	83,496	187,638	271,134	88,967	201,473	290,440	92,179	206,190	298,369	

エ. 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部が免除されます。なお、大学院奨学生を対象とした教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となりました。

これらの措置により、平成 27 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 338 億 3,679 万円、第二種奨学金 19 億 7,011 万円、計 358 億 690 万円でした。

オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 27 年度においては、第一種奨学金について 356 件、2 億 6,031 万円（平成 26 年度 545 件、3 億 8,947 万円）、第二種奨学金について 167 件、3 億 1,875 万円（同 215 件、3 億 9,815 万円）となりました。

カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日

から起算して7年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき3%の割合で計算した金額となります。平成27年度では、3億7,160万円（平成26年度4億9,785万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成17年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

キ. 延滞金

本機構は、要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に、返還期日の翌日から返還した日までの日数に年10パーセントの賦課率を乗じて計算した延滞金を徴しています。ただし、経済環境について厳しい状況が続いており、経済的理由により修学が困難な学生等の教育の機会均等に資するという奨学金本来の趣旨に鑑み、平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率については、年5パーセントに引下げました。

⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成27年度は2億2,179万円（平成26年度9,312万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

平成27年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から748億949万円の借入れを行いました。一方、平成26年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う借入金の償還免除が290億1,904万円行われました。この結果、平成27年度末の借入金残高は2兆6,350億3,595万円となり、平成26年度末の借入金残高2兆5,892億4,550万円に比べ457億9,045万円の増となりました。

② 特別会計からの借入金

平成27年度では、第一種奨学金（東日本大震災復興特別会計分）の原資として、国の特別会計から45億2,414万円の借入れを行いました。一方、平成26年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う借入金の償還免除が3億545万円行われました。この結果、平成27年度末の借入金残高は、182億4,960万円となり、平成26年度末の借入金残高140億3,091万円に比べ、42億1,869万円の増となりました。

③ 財政融資資金からの借入金

平成27年度では、第二種奨学金の原資として208億円、貸与終了に伴う借換分として7,589億円の借入を行いました。この結果、平成27年度末の借入金残高は、5兆6,565億6,600万円（借入総額8兆6,020億1,800万円、償還総額2兆9,454億5,200万円）となり、平成26年度末の借入金残高5兆3,374億9,200万円に比べ、3,190億7,400万円の増となりました。

④ 日本学生支援債券による資金調達

平成 27 年度では、第二種奨学金の原資として 1,200 億円を発行しました。この結果、平成 27 年度末の発行残高は、3,500 億円（発行総額 1 兆 6,440 億円、償還総額 1 兆 2,940 億円）となりました。

⑤ 民間金融機関からの借入金

平成 19 年度新規採用者から、第二種奨学金の原資に充当するため、借入期間約 3 ヶ月の短期借入及び借入期間約 1 年の長期借入を実施しています。平成 27 年度末の借入金残高は、3,674 億 2,800 万円でした。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 27 年度では 128 億 6,862 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 27 年度では 60 億 323 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

② 利子補給金

財政融資資金の借入等に係る利子支払いのため、平成 27 年度では、国の一般会計から 10 億 2,414 万円の育英資金利子補給金の交付を受け、平成 26 年度の交付額 7 億 9,055 万円に比べ 2 億 3,359 万円の増となりました。

【留学生支援事業】

(1) 学資の支給と援助

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（平成 27 年度単価 大学院・学部レベル：月額 48,000 円、日本語教育機関レベル：月額 30,000 円）を給付しました。平成 27 年度の採用者は、8,503 名でした。

② 海外留学支援制度（協定交流型 協定受入）

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 27 年度の採用者は 8,672 名でした。

③ 海外留学支援制度（協定交流型 協定派遣）

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間諸外国の大学等に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 60,000 円～100,000 円）を支給しました。平成 27 年度の採用者は 17,345 名でした。

④ 海外留学支援制度（大学院学位取得型）

我が国の大学の学生等を、修士又は博士の学位を取得するために世界の最先端の教育研究活動を行っている諸外国の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 89,000 円～148,000 円）及び授業料（実費、上限あり）を支給しました。平成 27 年度の採用者は 76 名でした。

⑤ 官民協働海外留学支援制度

平成 26 年度よりグローバル人材育成コミュニティ事業として官民協働海外留学支援制度を実施するため、平成 27 年度は、18 億 1,640 万円の寄附金を受入れました。なお、本事業への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

⑥ 国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑦ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

(2) 外国人留学生に対する宿舍の支援

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舍として、全国に国際交流会館等を設置し、1,343 戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、その他国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

② 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舍を借り上げ

ること等により外国人留学生に宿舎を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施しました。

- ・ 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

大学等が文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成27年度は大学等延べ130校に対し、支援件数は2,389件でした。

- ・ 海外留学支援制度（協定受入）支援

大学等が海外留学支援制度（協定受入）奨学金の受給者に宿舎を提供するために、賃貸借契約を1年以内の間締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成27年度は大学等延べ7校に対し、支援件数は87件でした。

- ・ ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に7日以上留学生（渡日1年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成27年度は大学等延べ26校に対し、大学等が指定した一般家庭に7日間以上留学生が宿泊した世帯数は、249世帯でした。

(3) 留学生交流推進事業

① 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と地域住民等との相互理解を図るための事業を実施しました。平成27年度は、一般公募により44事業を支援しました。

② フォローアップ事業

- ・ 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供しました。平成27年度は、49名を採用しました。

- ・ 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣して行わせる研究指導、研究者及び学生等に対するセミナーの開催等の事業を実施する機会を提供しました。平成27年度は11名を採用しました。

- ・ 日本留学ネットワークメールマガジン

メールマガジンの活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために、外国人留学生を含む関係各層を対象として「Japan Alumni eNews」（日

本留学ネットワークメールマガジン)を配信しました。平成27年度は、52,042件(平成28年3月現在)に対して、配信しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

① 外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学等に在籍している外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として「外国人留学生のための就活ガイド 2017」を作成しました。

② 外国人留学生のための就職指導に関するガイダンスの実施

学生生活部が実施する「全国キャリア・就職ガイダンス」の中で、関係省庁・団体連携の下、「外国人材活躍推進プログラム」の一環として、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成27年6月21日(日)に第1回試験を、同年11月8日(日)に第2回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	18,012	4,169	22,181
	第2回	18,479	3,503	21,982
受験者数	第1回	16,423	3,368	19,791
	第2回	15,608	2,777	18,385

(6) 留学情報の提供

① 海外からの日本への留学情報の提供

・ 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や本機構のホームページ及び日本留学ポータルサイトへの掲載等を通じて、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

・ 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成27年度は12か国・地域において、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て1か国において日本留学説明会を実施しました。また他機関が主催する説明会に計18回参加しました。

・ 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、東京及び大阪で進学説明会を実施しました。

② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物の作成・送付を行いました。また、「海外留学支援サイト」及び「海外留学奨学金検索システム」を継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行いました。

さらに、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京で海外留学フェアを実施しました。この他、平成 27 年度年間を通して小規模の海外留学説明会（5 回）を実施するとともに、他機関が主催する留学フェアやイベント等に計 22 回参加し、情報提供を行いました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。

また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を実施しました。平成 27 年度の学生受入数は、東京 241 名、大阪 194 名でした。

【学生生活支援事業】

(1) キャリア・就職支援

① インターネットによる情報提供

就職関係情報について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に係る的確な情報の発信に努めました。

② 「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催

大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、大学等や企業におけるキャリア教育・就職支援の先進的取組の事例紹介を行うとともに、国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で開催しました（参加者数 1,002名）。

③ 「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

大学等における入学から就職まで一貫したキャリア教育をより充実させるため、インターンシップ等をテーマとしたワークショップを通じて、キャリア教育及び就職支援を担当する教職員等の知見の向上と実践面でのステップアップを図ることを目的として開催しました（参加者数 大阪 110名、東京 106名）。

④ 平成 27 年度大学改革推進等補助金（公表・普及事業）「インターンシップ等を通じた教育強化」

大学等におけるインターンシップ等の推進のため、平成 26 年度の文部科学省大学改革推進等補助金事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」に引き続き、「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ推進組織に選定され、以下の取組を行いました。

ア. 「インターンシップ等推進委員会」の開催

主要経済団体、大学団体、有識者で構成される委員会を設置し、文部科学省と連携のうえ、全国 11 のグループの地域インターンシップ推進組織の取組状況のヒアリングを行うとともに、各取組に関する評価及び助言等を行いました。

イ. 「成果報告会」の開催

文部科学省「インターンシップ等を通じた教育強化」事業における、地域インターンシップ推進組織 11 グループの取組の成果と課題、産学官の連携体制などの報告、共有を行うことを目的として開催しました（平成 28 年 2 月 16 日開催）。

ウ. 「インターンシップ等実務者研修会」の開催

全国の大学等でインターンシップ等を担当する専門人材の育成を図ることを目的として開催しました（受講者数 関西 121 名、九州 88 名、東北 62 名、北海道（注）91 名、関東 267 名）。

（注）北海道は、「JASSO インターンシップ等専門人材ワークショップ in 北海道」として運営費交付金にて実施しました。

エ. 「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の運営

インターンシップ受入を実施している企業情報を地域の枠を越えて全国規模で共有し、Uターン・Iターン希望者等に対して希望地域で実施されているインターンシップ情報

を提供することを目的として構築した本システムを運営するとともに、地域インターンシップ推進組織の各グループ幹事校及び全国知事会に対し、インターンシップ受入企業等情報の入力を依頼し、情報提供の充実を図りました。

⑤ 「学生に対するインターンシップ実施状況調査（平成 26 年度）」の追加集計・分析

平成 26 年度学生生活調査にインターンシップ経験に関する調査項目を追加して実施した調査の回答について、平成 26 年度末に集計・公表した約 9,300 件のデータを含めた約 42,500 件のデータについて集計を行うとともに有識者による分析を行い、調査結果・分析結果の公表に向けて準備を進めました。

(2) 障害のある学生等への支援

① 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実資する目的で、毎年実施しています。

平成 27 年度は障害種別の変更等（障害種に「精神障害」を追加、「発達障害」の下位区分の名称変更、「病弱・虚弱」の下位区分の設置、等）及び支援についての設問の見直し（授業支援と授業以外の支援の項目追加、整理）等を行いました。

② 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象：平成 17 年度から平成 26 年度）」の実施

平成 17 年度から平成 26 年度までに実施した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力者の協力を得て分析しました。2 年目の分析となる今回は、各大学等で急務となっている支援体制の構築に参考となるよう、平成 26 年度の調査結果を加えた分析及び実地調査の結果を踏まえた分析を行いました。

③ 「障害のある学生への支援・配慮事例」収集の実施

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されることに伴い、大学、短期大学及び高等専門学校において、障害のある学生の修学機会が確保されるよう、今後、大学等が合理的配慮の提供にあたって参考とするための支援・配慮事例を、各大学等の協力を得て収集しました。事例については、大学等において今後の具体的取り組みを検討する際の参考資料となるよう、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」（平成 27 年 3 月刊行）に特に参考となる代表事例を掲載しました。

また、収集した事例のうち 188 例（視覚障害 27 例、聴覚・言語障害 42 例、肢体不自由 38 例、病弱・虚弱 22 例、発達障害 35 例、精神障害 24 例）について、入学試験や授業等、支援の場面毎の索引とキーワード（設置者、学校種、学校規模、支援内容）による事例検索を可能としたかたちで平成 27 年 4 月にホームページで公表しました。

④ 「全国障害学生支援セミナー」の開催

- ・ 《体制整備支援セミナー》

障害者差別解消法の合理的配慮規定等が平成 28 年 4 月に施行されることにより、合

理的配慮規定等の施行に向けた各大学等における体制の強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、障害学生への合理的配慮の対応等について理解促進を図るため開催しました（参加者数 全4回 合計1,237名）。

・ 《専門テーマ別セミナー》

障害学生修学支援ネットワーク拠点校等の協力により、全国の各地域で専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行う専門テーマ別障害学生支援セミナーを開催しました（参加者数 全2回 合計389名）。

⑤ 「障害学生支援ワークショップ」の開催

障害学生支援を担当する教職員が課題として抱える個別事例について、専門的な見地を持つファシリテーターの助言を得ながら、参加者同士が課題解決のための意見交換を行うことにより、障害のある学生の支援の充実に資することを目的として開催しました（参加者数 172名）。

⑥ 「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成すること、また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図ることを目的として東京及び大阪で開催しました（参加者数 基礎プログラム 東京151名、大阪146名、応用プログラム52名）。

⑦ 「心の問題と成長支援ワークショップーメンタルヘルス向上とカウンセラー」の開催

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的として東京及び大阪で開催しました（参加者数 東京93名、大阪93名）。

(3) 学生生活調査・大学等における学生支援の取組状況に関する調査等

① 「平成26年度学生生活調査」の実施

全国の学生を対象として、学生生活状況を把握することにより、学生生活の実状を明らかにし、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的に、大学学部、短期大学本科及び大学院の学生（休学者及び外国人留学生は除く）を対象に隔年で実施しています。平成27年度は、平成26年11月に実施した調査について、調査結果の集計・分析を行い、平成28年3月に機構のホームページ等で公表しました。

② 「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成27年度）」結果の情報提供

大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について、全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に調査を実施しています。平成27年度は、学長等の学生支援全般に関するグランドデザインや学生寮に係る質問等を追加し平成27年8月に実施しました。また書面調査に加えて、新たに大学等における先進的な取組を把握するため実地調査を行いました。

③ 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナーの開催

SNS が普及し、不適切な書き込みなどの問題が深刻化している中、「平成 25 年度大学等における学生支援の取組状況に関する調査」においても、SNS の利用を巡る対人トラブルが増加傾向にあり、大学等にとってその対応が課題となっているという結果が示されていることを踏まえ、大学等における SNS を中心としたインターネットの利用に伴うトラブルの防止等、対応の向上を図るため、トラブルの事例や課題解決の事例の紹介等を行うセミナーを開催しました。（参加者数 380 名）。

(4) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

文部科学省及び J R と調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証用紙を配付しました。

2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 延滞債権の減少及び回収率の向上

平成27年度末における一般的ナリスク管理債権に相当する債権額は5,572億円であり、うち、破綻先債権は188億円、破綻先債権を除く延滞3ヵ月以上の債権は2,450億円、貸出条件緩和債権に相当する災害・傷病等の事由により返還期限が猶予されているなどの債権額は2,934億円となっています。

こうした現状を踏まえ、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生の防止を図ることは、本機構における重要な課題です。

第三期中期計画においては、総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることとしています。

具体的には以下の施策を推進することとしています。

① 返還金回収の促進

原則として、延滞3月以上9月未満の初期延滞債権については回収業務をサービサーに委託し、一部入金があった者等を除き、原則として延滞9月以上の者は法的処理の対象とする等、引き続き回収強化に努めてまいります。

延滞者の実態調査について、有効回答率の維持に努めるとともに、実施結果について分析を行います。また、郵便物が返戻となった者等に対する住所調査について一層の徹底を図ります。

② 機関保証制度の運用

大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底に努めてまいります。

また、本制度において代位弁済請求が着実に実行されるよう態勢の整備を進めてまいります。

(2) 奨学金事業の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立して学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加してきている反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や学生のニーズを踏まえた貸与基準の見直しなど、新たな制度の創設等、制度全般について、今後とも文

部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実に努めてまいります。

(3) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学金を希望する学生・生徒や貸与中の奨学生に対する返還指導等を学校と連携して進めております。

特に、申込時、採用時、適格認定時、返還開始前においては、奨学生に対して説明会を開催するよう学校に協力を求めています。

また、大学等の奨学金事務担当者向けに奨学金業務に関する研修会を開催し、返還金回収の確実な実施に努めているところです。

(4) 事業資金の安定的確保

奨学金貸与事業の充実を図るためには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記(1)の施策等の実施による返還金の回収により、自己収入を確保するとともに、財投機関債の発行及び民間資金の借入を行い、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記(1)の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る条件整備が必要と認識しており、そのための取組に努めているところです。

(5) 財務省理財局における「財政融資資金金融通先等実地監査」結果への対応

財務省理財局が財政投融資を利用する機関を対象に「財政融資資金金融通先等実地監査」を実施する中で、平成26年11月に本機構に対して監査が実施されました。主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 主な指摘事項

- ・ 奨学金貸与において、「返還誓約書」（「金銭消費貸借契約書」に相当するもの）が一部未提出となっている実態が認められること。
- ・ 代位弁済請求未了債権について検証したところ、返還期限猶予や代位弁済請求に係る所要の手続きが、その時点のマニュアルに沿って適切に処理されていないものが存在していたこと。
- ・ リスクの定量的な把握や認識について、リスクを所管する部署で一部を行うにとどめており、機構全体としてリスクの所在、規模、顕在化の可能性や影響度について把握可能な態勢を構築していないこと。

② 改善・是正状況

- ア. 平成27年度の新規採用者から、返還誓約書未提出者に対しては以下の施策を講じた上で、「採用取消」又は「廃止」として処置することとしました。
- ・ 機構への返還誓約書提出期限までに学校へ提出がない者に対して、学校において

奨学金の振込みを保留することとしているが、今後は、学校における提出期限を経過しても提出がない者に対して直ちに保留することとし、研修会等の機会を捉えて周知徹底を図る。

- ・ 万一、学校で振込保留が行われなかった場合でも、機構での受付が確認できない者に対しては、機構において速やかに奨学金の振込みを保留する。

なお、機構に提出された返還誓約書の添付書類及び記載事項が調っていない者については、機構において奨学金の振込みを3か月後に保留する。(平成26年度実施スケジュールから1か月前倒し)

現在、返還誓約書が未提出の返還者に対しては、延滞者の場合は優先的に法的処理を実施することとする。

また、無延滞者には、返還誓約書が未提出の場合、返還期限猶予制度等の適用が受けられない等デメリットの周知を行い、返還誓約書の提出督促を行うこととする。

- イ. 機関保証業務マニュアルについては、指摘されたこと等を踏まえ、取り急ぎ平成26年4月時点のマニュアルに戻すこととし、早急に適切な事務態勢を構築しました。また、マニュアル検証委員会を設置し、機関保証業務マニュアルを含む奨学金関係の全てのマニュアルについて、前回の理財局監査以降、不適切な改正が行われていないかマニュアル検証委員会で検証し、マニュアルの見直しを平成27年6月までに実施しました。
- ウ. 機構全体としてのリスクを統合・管理する態勢の構築、内部規程の整備、自律的なPDCAサイクルの構築といった観点から、リスク管理委員会を開催し平成27年度のリスク管理の実施計画について検討を行いました。

(6) 奨学金業務システム(JSAS)の運用

本機構では、平成24年1月より業務・システム最適化後の新システム「JSAS」の運用を開始しており、現在も安定的な運用の維持に努めているところです。

また、セキュリティ対策につきましては、役職員に対して標的型メール等を想定した訓練及び専門家による研修会を実施することにより、教育・啓発活動を充実させています。併せて、外部からのサイバー攻撃に対する検知及び防御システムを導入する等により、一層の強化に努めています。

(注)「JSAS(ジェイサス)」は、奨学金の申込から返還完了までの管理及び外国からの留学生に対する留学生給与等の給付業務の管理を行っている本機構の基幹業務システムです。

(7) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する個人情報の保護については、「個人情報保護規程」に基づき、各部署に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、個人情報保護を図るための安全

管理体制を整備するとともに、全職員に対し研修を実施するなど、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

また、情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、情報公開の推進に取り組んでいます。

3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 28 年 8 月 26 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しましたとおり、奨学金の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増加、収入の低下等の影響を受け、若干ながら低下傾向にありましたが、回収努力により全体として上昇傾向にあります。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。その後、平成 25 年度まで貸与人員等の増加傾向は続き平成 26 年度以降はやや減少傾向に転じていますが、返還者数、要返還額は現在も増加傾向にあるため延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 28 年 8 月 26 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

① 日本学生支援機構の業務の見直しについて

平成 25 年 12 月 16 日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成 25 年 12 月 20 日に「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し内容」（以下「見直し内容」という。）を決定しました。「見直し内容」につきましては以下のとおりです。

独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容

平成 25 年 12 月 20 日

文部科学省

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本法人」という。）の事務及び事業については、「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うこととする。なお、この見直しの考え方に従い、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとしての機能に鑑み、具体的な検討を行い、平成 26 年 3 月までの間に、次期中期目標・中期計画の策定等を行うこととする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 奨学金貸与事業の見直し

(1) 貸与基準等の見直し

奨学金貸与基準のうち収入基準については、①昭和 59 年度に定めた基準を基に、消費者物価上昇率等を掛け合わせて改訂を重ねており、最新のデータに基づく奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にできない、②第二種奨学金の基準額は、平成 24 年度の「家計調査」（総務省）の勤労者世帯の所得と比較しても、また、「平成 21 年全国消費実態調査」（総務省）の勤労者世帯のうち大学生の親世代に相当する 50 歳代の年間世帯収入と比較しても高い、③基準を満たす者の収入限度額の積算内訳のうち給与所得世帯への給与所得控除額分の上乗せ額が、所得税の給与所得控除額と比較して高いといった状況が見受けられる。

このため、最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直すこととする。

また、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の延滞率が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者より高くなっている。

このため、第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うこととする。

(2) 適格認定制度の着実な実施

奨学生が継続して奨学金の貸与を受ける場合は、年 1 回、本人が「奨学金継続願」を提出し、大学等は、提出された「奨学金継続願」の内容に加え、学修状況等を厳格に審査の上、奨学金継続の可否等を認定し、本法人に報告している。

この大学等の審査に関して、平成 23 年度適格認定で「警告」認定を受けた 1 万 2,329 件に対し、大学等において本法人の定める「適格基準の細目」に沿った認定が行われているか本法人が調査を実施した結果、不適切なケースが 586 件認められた。

不適切と認められた認定は、本法人が厳格な審査の実施について周知を図ってきたにもかかわらず、大学等における認定基準に対する理解不足が主な原因で発生している。

このため、本法人は、大学等が適切な認定を行えるよう、当該調査結果等を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底することとする。

また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行った大学

等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図ることとする。

(3) 回収に係る成果指標の見直し

本法人の債権について、現行中期目標で成果指標として用いている総回収率では、過去の延滞債権の状況に大きく影響され、新規の延滞債権や既延滞債権の実態を評価することができないことから、次期中期目標において、総回収率に代わる適切な成果指標を設定することとする。

また、成果指標の目標値を設定する際には、現行中期目標期間における回収促進の取組により、回収率が改善傾向にあることを踏まえて適切な数値を設定することとする。

(4) 機関保証の検証方法の見直し

本法人は、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、奨学金貸与事業に関して識見を有する学識関係者、金融関係者、法曹関係者等により構成される「機関保証制度検証委員会」を設置しており、平成 20 年度以降毎年度検証を行っている。

しかしながら、同委員会では、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の検証は行われているが、公益財団法人日本国際教育支援協会の将来の事業コスト等を踏まえた十分な検証は行われていない。

このため、本法人に対し、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、同委員会等で当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証することとする。

また、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにすることとする。

2 留学生支援事業の見直し

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し

文部科学省外国人留学生学習奨励費については、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 一技能実習制度等を中心として一 結果に基づく勧告」（平成 25 年 4 月 19 日総務省）において、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を策定することが求められていることから、当該勧告内容を踏まえた明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用することとする。

(2) 日本留学試験の見直し

日本留学試験については、「留学生 30 万人計画」骨子（平成 20 年 7 月 29 日文部科学省ほか関係府省）を踏まえ、応募者数及び受験者数を拡充するとされているが、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行うこととする。

3 学生生活支援事業の見直し

学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図ることとする。

第 2 業務全般に関する見直し

上記第 1 に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図ることとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこととする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討することとする。

5 その他

上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施することとする。

② 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、本機構については「その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成 24 年夏までに結論を得る」とされました。

この決定を受け、本機構についての具体的な在り方について検討を行うに当たり、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が平成 24 年 4 月に文部科学省に設置され、平成 24 年 9 月 12 日に「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」が取りまとめられました。同報告書につきましては、下記の文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/gaiyou/1327109.htm>

その後、「平成 25 年度予算編成の基本方針」が平成 25 年 1 月 24 日に閣議決定され、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、「それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」されることとなりました。

③ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」
各法人等について講ずべき措置（別紙）

【日本学生支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る。

国際交流会館等について「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）に記載された措置内容・理由等は以下のとおりです。

「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成 26 年 7 月 31 日）の趣旨を踏まえ、文部科学省内で経済性を勘案しつつ検討した結果、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する国際交流会館等の活用方策については以下の通りとする。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。

また、「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 27 年度フォローアップ結果」（平成 27 年 9 月 30 日内閣官房行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局）に記載された今後の対応方針は以下のとおりです。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進める。

大分国際交流会館については、平成 28 年 3 月 31 日に学校法人へ売却し、これにより生じた収入は同年 4 月 15 日に国庫納付しました。

また、福岡国際交流会館については、平成 28 年 6 月 30 日に公益財団法人へ売却しました。

④ 独立行政法人制度改革関連法

第 186 回国会にて「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

⑤ 公共サービス改革基本方針について

平成 28 年 6 月 28 日に「公共サービス改革基本方針」が改定され閣議決定されました。そのうち、本機構に関する部分は、以下のとおりです。

公共サービス改革基本方針改定<抜粋>

平成 28 年 6 月 28 日閣議決定

【別表】

12. 文部科学省

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
コ (独) 日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務	○ (独) 日本学生支援機構のインターネットシステム保守運用支援業務については、平成 27 年度から平成 29 年度までの業務の入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。

(3) 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
タ (独) 日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務	○ (独) 日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営業務について、今後、国の政策等を踏まえ、国際交流会館の運営方針及びサービス内容等について検討する必要があることから、その検討結果等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、民間競争入札の導入時期について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。

(3) 外部評価制度に伴うリスク

本機構は、各年度の業務実績、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び中期目標期間の業務実績について、文部科学大臣による評価を受けなければなりません。文部科学大臣は、評価結果に基づいて必要があると認める場合は、法人に対して業務運営の改善等必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。

さらに、文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績について評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに公表しなければならないとされて

います。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。

このように、評価結果に基づき、機構の組織及び業務の存続や在り方が大きく見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学金については、奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中及び本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、平成 18 年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長 20 年の固定金利」（元利均等払い）であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は 20 年償還（うち 4 年据置）の 5 年金利見直し」（元金均等払い）であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。

ただし、機構法 23 条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまでは当該金利負担分は、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

なお、こうした金利リスク軽減の観点から、平成 19 年度に、有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しを実施しました。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン、誤作動等、システムの不具合及びサイバー攻撃等に伴い損失を被る可能性があります。

4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5 研究開発活動

該当事項はありません。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における平成 23 年度～平成 27 年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	174,231	179,941	183,908	187,803	191,538
		延 滞 分	50,237	50,700	50,734	45,077	42,195
		総 額	224,468	230,641	234,642	232,880	233,733
	返還額 (回収率)	繰 上 分	27,390	26,685	27,181	26,422	28,310
		当 年 度 分 〔a〕	166,512 (95.6%)	172,752 (96.0%)	177,437 (96.5%)	182,019 (96.9%)	186,374 (97.3%)
		延 滞 分 〔b〕	6,127 (12.2%)	5,921 (11.7%)	5,893 (11.6%)	5,969 (13.2%)	5,716 (13.5%)
		期日到来分計 〔a+b〕	172,638 (76.9%)	178,673 (77.5%)	183,329 (78.1%)	187,988 (80.7%)	192,090 (82.2%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	219,339	250,347	284,480	319,254	350,922
		延 滞 分	30,029	34,545	38,646	38,795	41,517
		総 額	249,368	284,892	323,126	358,049	392,439
	返還額 (回収率)	繰 上 分	91,346	108,497	123,131	129,664	141,905
		当 年 度 分 〔a〕	208,092 (94.9%)	238,509 (95.3%)	272,196 (95.7%)	306,615 (96.0%)	338,131 (96.4%)
		延 滞 分 〔b〕	5,483 (18.3%)	5,851 (16.9%)	6,576 (17.0%)	6,497 (16.7%)	7,951 (19.2%)
		期日到来分計 〔a+b〕	213,576 (85.6%)	244,360 (85.8%)	278,772 (86.3%)	313,112 (87.4%)	346,082 (88.2%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	393,570	430,288	468,388	507,056	542,460
		延 滞 分	80,266	85,245	89,380	83,872	83,712
		総 額	473,836	515,533	557,768	590,929	626,171
	返還額 (回収率)	繰 上 分	118,736	135,182	150,312	156,086	170,215
		当 年 度 分 〔a〕	374,604 (95.2%)	411,261 (95.6%)	449,633 (96.0%)	488,633 (96.4%)	524,504 (96.7%)
		延 滞 分 〔b〕	11,610 (14.5%)	11,772 (13.8%)	12,469 (14.0%)	12,466 (14.9%)	13,667 (16.3%)
		期日到来分計 〔a+b〕	386,214 (81.5%)	423,033 (82.1%)	462,102 (82.8%)	501,100 (84.8%)	538,172 (85.9%)

(注) 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向にあり、平成 27 年度は前年度より更に上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響等により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引き続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあ

たっては計上していません。

平成 27 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 52～55 ページに記載しておりますが、返還金の回収促進に係る中期計画及び平成 28 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 28 年度）
リレー口座への加入促進及びコールセンターによる返還相談の実施	<p>< 中期計画 > リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p> <p>< 年度計画 > 口座振替による返還を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>
督促の集中的実施	<p>< 中期計画 > 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</p> <p>< 年度計画 > 原則として、延滞 4 ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約 5 ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。</p>
法的処理の実施	<p>< 中期計画 > 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。</p> <p>< 年度計画 > 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。</p>
延滞者の実態調査	<p>< 中期計画 > 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p> <p>< 年度計画 > 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p>
住所調査の徹底	<p>< 中期計画 > 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p>< 年度計画 > 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>
個人信用情報機関の活用	<p>< 中期計画 > 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>< 年度計画 > 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>

(2) リスク管理債権等の状況について

- 平成 26 年度末、平成 27 年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行っております。そのため、このリスク管理債権についても、返還指導を行いつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

(総括)

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
破綻先債権額 (A)	16,917	18,836
延滞債権額 (B)	205,823	197,853
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	46,717	47,167
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	269,458	263,856
比率 (D) / (G) × 100	3.1	3.0
貸出条件緩和債権額 (E)	269,634	293,368
合計 (F) = (D) + (E)	539,093	557,225
比率 (F) / (G) × 100	6.3	6.2
総貸付残高 (G)	8,604,221	8,923,246

(第一種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
破綻先債権額 (A)	6,640	6,829
延滞債権額 (B)	72,050	66,065
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	8,227	7,839
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	86,918	80,734
比率 (D) / (G) × 100	3.4	3.1
貸出条件緩和債権額 (E)	69,381	72,270
合計 (F) = (D) + (E)	156,300	153,004
比率 (F) / (G) × 100	6.1	5.8
総貸付残高 (G)	2,556,259	2,617,605

(第二種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
破綻先債権額 (A)	10,277	12,006
延滞債権額 (B)	133,773	131,787
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	38,489	39,328
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	182,540	183,121
比率 (D) / (G) × 100	3.0	2.9
貸出条件緩和債権額 (E)	200,253	221,098
合計 (F) = (D) + (E)	382,793	404,220
比率 (F) / (G) × 100	6.3	6.4
総貸付残高 (G)	6,047,961	6,305,641

(注) 1. 平成 20 年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。

2. 「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等を理由に返還期限を猶予している債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が平成 27 年度末で 415,852 百万円（第一種 109,379 百万円、第二種 306,473 百万円）あります。

3. 金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

4. 平成 20 年度決算より、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権を、破綻先債権として区分し、計上することとしました。

(参考)

- ・破綻先債権額 (A) : 破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高
- ・延滞債権額 (B) : 延滞 6 月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高
- ・3 ヶ月以上延滞債権額 (C) : 弁済期限を 3 月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、事業規模の拡充に伴い無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金ともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。その後、平成 25 年度まで貸与人員等の増加傾向は続き平成 26 年度以降はやや減少傾向に転じていますが、返還者数、要返還額は現在も増加傾向にあるためリスク管理債権も増加する可能性があります。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒引当金の計上にあたっては過去の回収実績をもとに算出していますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。